

2024年2月6日(火)

臨時理事会

会議資料

報告事項 1

入場券販売目標に関する件

※第 2 号議案の資料に内包

第 1 号議案

運営費執行管理の件

運営費執行管理会議の設置について

今般、協会による運営費執行状況について確認の上、管理を行うことを目的とする協議の場として、運営費執行管理会議を設置する。

運営費執行管理会議の設置については別添の要綱を定めて、それに従い、運営を行うものとする。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 運営費執行管理会議設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、万博の準備のため、入場券料収入等を原資に実施する事業（以下「運営費事業」という。）に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、運営費事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場として、本要綱に定めるところにより、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会運営費執行管理会議（以下「運営費執行管理会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員は、協会の役員をもって組織する。

(委員の出席)

第3条 やむを得ない事由により委員本人が出席できない場合には、委員本人に代わり代理人が運営費執行管理会議に出席できるものとする。

(協議の対象)

第4条 運営費執行管理会議では、次に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 運営費事業の実施に係る基本的な方向について
- 二 入場チケットの販売状況について
- 三 運営費事業に係る支出内容及び金額について
- 四 運営費事業に係る支出抑制策について
- 五 その他運営費事業に関し必要なことについて

(理事会への報告)

第5条 運営費執行管理会議での協議結果は、協会の代表理事が副事務総長の中から指名した担当副事務総長が、理事会へ報告する。

(運営費執行管理会議の解散)

第6条 運営費執行管理会議は、協会の解散する日をもって解散する。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員の職務上知り得た情報において守秘義務を負う。委員退任後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営費執行管理会議の事務局を次に置く。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 経営企画室
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎43階

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか運営費執行管理会議の議事手続き並びにその他委員会の運営に関し必要な事項は、協会の代表理事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。

運営費の執行管理について(参考資料)

運営費の執行管理に関し、博覧会協会は以下の取組みを実施する。

- ・役員(理事及び監事)が参加する会議(運営費執行管理会議)を設置・開催し、協会事務局より執行状況を説明し、質疑応答を行う。説明内容は、①チケットの販売状況、②支出金額とその内容、③支出抑制策とする。
- ・開催頻度は四半期に一回開催される定例の理事会の間に少なくとも一回、その他必要に応じ随時開催することとする。
- ・運営費執行管理会議は代理出席を可とするが、代理が出席した場合においては、役員(理事及び監事)本人に対して遅滞なく報告する。
- ・四半期毎に開催されている理事会においては、運営費執行管理会議における議論内容を担当副事務総長が報告する。

理事会
(四半期毎)

運営費執行管理会議
(役員(理事及び監事)・代理可)

説明項目の例

- * チケット販売状況
- * 運営費支出金額とその内容
- * 支出抑制策

博覧会協会

報告

執行状況を説明

趣旨

- 大阪・関西万博の費用に関連して、経済産業大臣の直轄の下で、万博費用（経済産業省関係）の定期的・継続的な点検（外部専門家による確認）を行う。
- 博覧会協会から経済産業省に対して、四半期毎に、①経済産業省が国費により博覧会協会に補助・委託した事業に係る費用、及び②博覧会協会の運営費（国費負担なし）の執行状況について費目毎に詳細な報告を求め、その適切性を継続的に確認する。

第1回委員会について

- 日時：1月25日（木）14:00～15:00
 - 場所：経済産業省会議室及びオンライン
 - 議事：
 - 経産省関係の大阪・関西万博関連予算（会場建設費、委託費（日本館、途上国支援、安全確保））の執行状況について、事務局より概要を説明。
 - 博覧会協会における予算執行管理の体制・手順等について、博覧会協会より説明を行い、委員からご意見をいただいた。
 - その他、今後の委員会運営についても、委員からご意見をいただいた。
- ※博覧会協会の運営費の執行状況については、協会の理事会で未決定のため、第1回では扱わず、第2回以降の委員会で確認予定。

(注) 議事の取扱い https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/expo_budget_monitoring/001.html

○本委員会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの委員会の傍聴は行わないこととする。

○配布資料は、原則として公開する。

○議事要旨については、原則として委員会終了後速やかに作成し、公開する。

○個別の事情に応じて、議事要旨又は資料の一部又は全部を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

● **上山 信一 (うえやま しんいち)**

慶応義塾大学 名誉教授

● **小笠原 直 (おがさわら なおし)**

監査法人アヴァンティア法人代表 CEO

座長

● **梶川 融 (かじかわ とおる)**

太陽有限責任監査法人 会長

● **加藤 一郎 (かとう いちろう)**

村田・加藤・小森法律事務所 弁護士

● **坂田 明 (さかた あきら)**

明豊ファシリティワークス (株) 代表取締役会長

● **常陰 均 (つねかげ ひとし)**

三井住友信託銀行 (株) 特別顧問

● **堀田 昌英 (ほりた まさひで)**

東京大学大学院工学系研究科 教授

第2号議案

資金計画（運営費）に関する件

【諮問事項】資金計画(運営費)に関する件

運営費について総額1,160億円の資金計画を定めることについて、理事会の承認を求める。

1. 資金計画(運営費ほか)の全体像について

- 協会全体の資金計画として、会場建設費以外に運営費のほかに協賛事業、政府からの受託事業がある。
- 運営費予算は、1,160億円(2019年12月BIE登録申請書 809億円から+351億円)
- 従前より管理費削減に努力するとともに、運営参加など運営費削減に寄与する協賛獲得を実施している。引続き支出抑制とともに、営業施設からのロイヤリティ収入拡充等により収入増加に取り組んでいく。
- 協賛事業についても企業・団体・公営事業者との間で会場整備・運営の協賛に向けた協議を重ね、今般827億円(うち契約済・契約手続き中767億円)を見込んでいる。

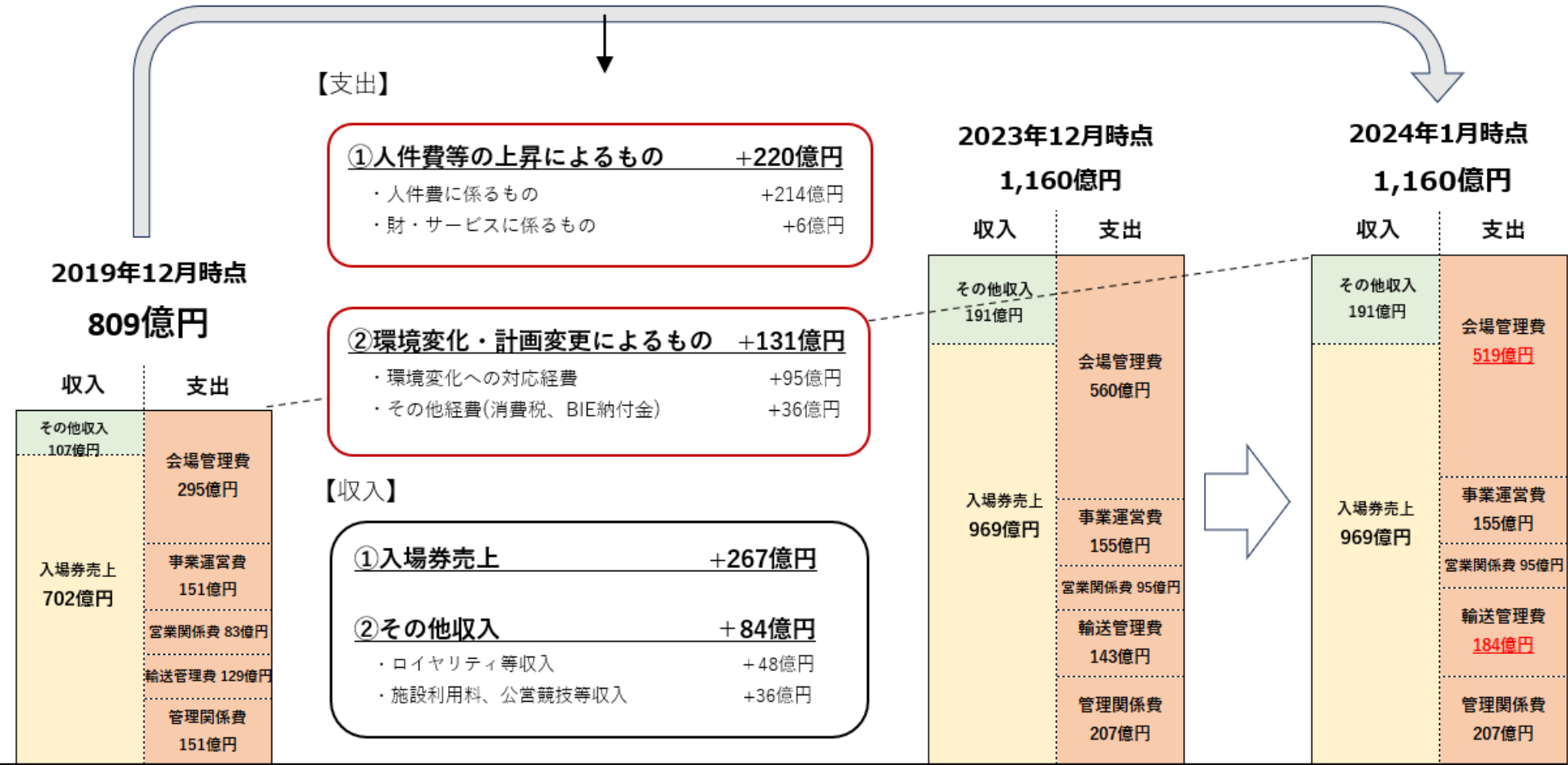
収入(億円)		支出(億円)	
入場券売上	969	運営費	1,160
その他収入	191		
運営費収入計	1,160	運営費支出計	1,160
協賛収入(資金・現物)	827	協賛事業	827
受託収入※	299	受託事業※	299

※受託事業は、増額・事業増加する予定があります。受託元からの予算措置を勘案し、以下基準で記載しております。

- 【内訳】：①日本館事業：約30億円(契約基準⇒政府予算では他受託先と混在の為)
②途上国支援：約70億円(政府予算計上基準で記載)
③会場内の安全確保：最大199億円程度(政府予算計上基準で記載)

【参考】資金計画(運営費)に関する件

2. 運営費の推移について



会場管理費は、主に会場運営費、ICT関連費、安全対策・施設管理費、来客対応費
 事業運営費は、主に共創事業費、催事費、テーマ事業費、参加国関係費
 営業関係費は、主に広報宣伝費、入場券関係費

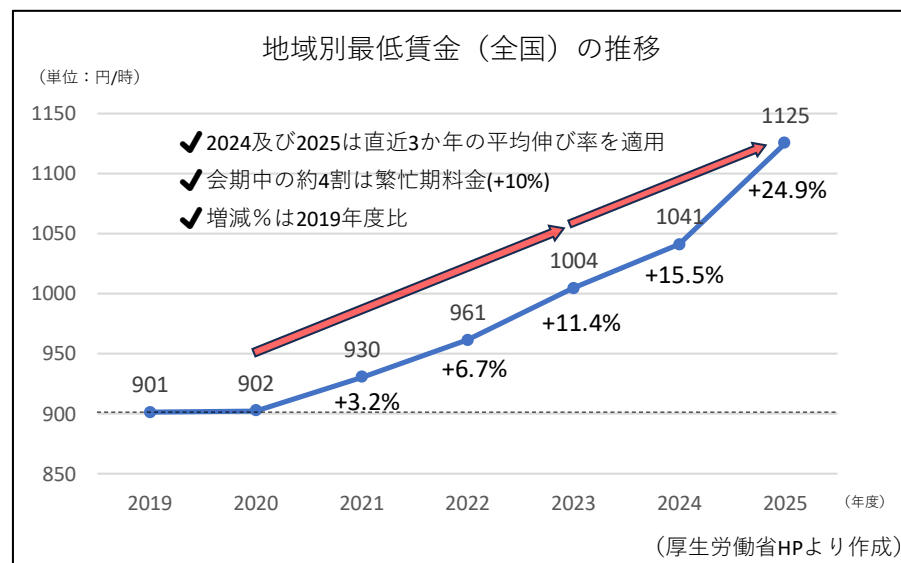
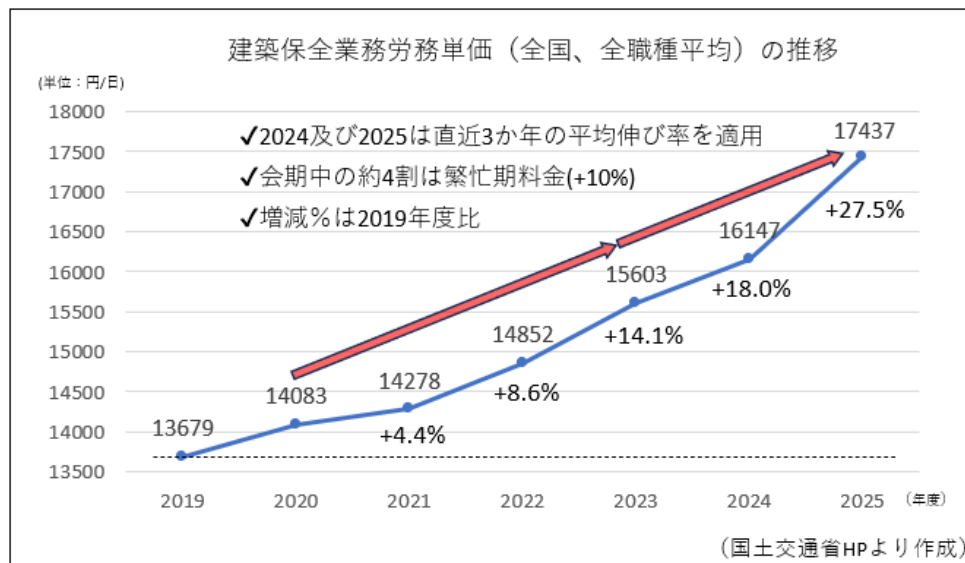
輸送管理費には、主に来場者輸送費
 管理関係費には、主に協会管理費、租税、BIE関連費用

輸送管理費 +41億円
会場管理費 ▲41億円

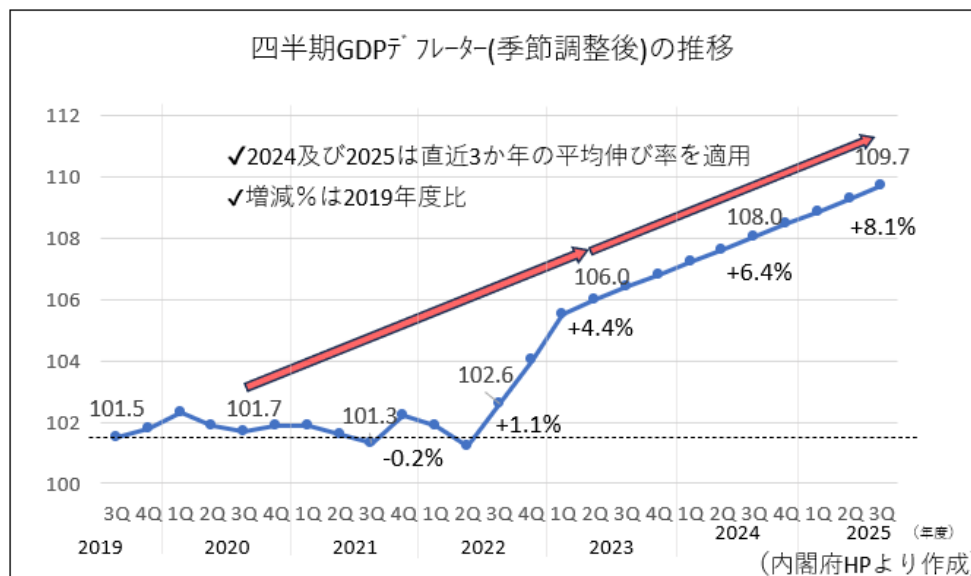
※支出の内訳については当該時点での計画額であり、今後執行過程において変わりうるもの。
 執行状況は、運営費執行管理委員会が定期的に報告し、支出抑制を図っていく。

【参考】資金計画(運営費)に関する件

○人件費に係る参考指標



○財・サービスに係る参考指標



○採用指標

	人件費 上昇率 平均	財・サービス 上昇率
2019～2021	3.8%	-0.2%
2019～2022	7.6%	1.1%
2019～2023	12.7%	4.4%
2019～2024	16.8%	6.4%
2019～2025	26.2%	8.1%

○労働関係指標（販売・サービス合算） 2023.10月時点

有効求人倍率	3.07倍
有効求人数	70,341人
有効求職者数	22,893人

(大阪労働局HPより作成)

【参考】資金計画(運営費)に関する件

3-1. 運営費：支出予算①人件費等の上昇によるもの +220億円

<2023年12月年次執行計画ベースでの人件費等影響額想定数値> (単位：億円)

【1】現状の人件費等影響額について⇒121億円

- **2023年12月**時点の年次執行計画通りに事業執行を行い、人件費等上昇が継続した場合を想定しシミュレーションを実施。
- 人件費等影響額予測額は、**121億円**
- 当初計画の**809億円**で事業完了を目指すと人件費等上昇の影響により**121億円**の事業計画が執行できない状況となる。



【2】未執行の人件費等影響額について⇒26億円

- 【1】で押し出された未執行の事業についても、万博事業において必要不可欠な事業であることから執行することを想定。
- 未執行分について、**2024年度に40%・2025年度に60%**を執行することを想定し、人件費等影響額を算出。
- 未執行分の人件費等影響額は**26億円**発生。

	合計額		人件費等影響額			
	予定価	人件費等影響額	労務単価上昇率	最低賃金上昇率	人件費上昇率	GDPデフレーター
当初計画	809	809	—	—	—	—
シミュレーション結果 (計画比)	809	688	121	27.5%	24.9%	26.2%
		▲121	+121			

年度別状況	執行額合計		人件費等影響額				
	809	予定価	人件費	財・サービス	人件費上昇率	財・サービス上昇率	
~2021実績	35	34	1	0	3.8%	-0.2%	
2022実績	39	37	2	0	7.6%	1.1%	
2023予定	108	98	10	1	12.7%	4.4%	
2024予定	221	192	29	2	16.8%	6.4%	
2025~予定	406	327	79	3	26.2%	8.1%	

【3】遠方スタッフの宿泊費について⇒73億円

- 会場運営スタッフは**1日約10,000人以上**に上り、雇用にあたっては人手不足が懸念される(販売・サービスの有効求人倍率**3倍超**)。このため一定数は近畿圏外の雇用も想定されることから、宿泊費の上振れ分を見込むもの。
 $10,000 \text{人/日} \times 1/3 \text{(想定割合)} \times 10,900 \text{円/泊(協会旅費規程)} \times 200 \text{日}$
 ➤ 遠方スタッフ宿泊費 **73億円**

【1】121億円 + 【2】26億円 + 【3】73億円 = 合計220億円

【参考】資金計画(運営費)に関する件

3-2. 運営費：支出予算②環境変化・計画変更によるもの +131億円

- 環境変化への対応経費 ▶ +95億円
 - ▶ 韓国の大規模雑踏事故等を踏まえ、万博会場へのシャトルバス発着となる会場外駐車場、駅ターミナル等の雑踏・渋滞対策について、配置計画等を見直し
 - ▶ 来場者へのシームレスなサービス提供を行うために、システム開発の追加、ICT人材確保といった**ICT**の活用を充実し、利便性や快適性を向上するもの
 - ▶ 駅シャトルバスの運行について、深刻な運転士不足への対応、来場者が利用しやすい運賃設定等を踏まえ、バス事業者の採算性確保のための補助などの対策を行う
 - ▶ 上記による支出増加に対応するため、一般競争入札結果反映、その他事業内容・金額を見直すことで財源を捻出
- その他経費 ▶ +36億円 収入計画の変更に伴い再計算し、消費税・BIE納付金を追加計上

環境変化への対応経費		その他経費	
+95億円		+36億円	
案内誘導費（雑踏・渋滞対策）	+41億円	消費税	+31億円
来場者向けシステム開発の深度化・ICT人材の増員	+54億円	BIE納付金	+5億円
<前回報告からの変更事項>			
駅シャトルバス運行対策経費（輸送管理費）	+41億円		
一般競争入札結果反映（会場管理費）	▲25億円		
事業内容・金額の見直し（会場管理費）	▲16億円		

3-3. 運営費：支出予算③ 駅シャトルバス運行対策について

1/2

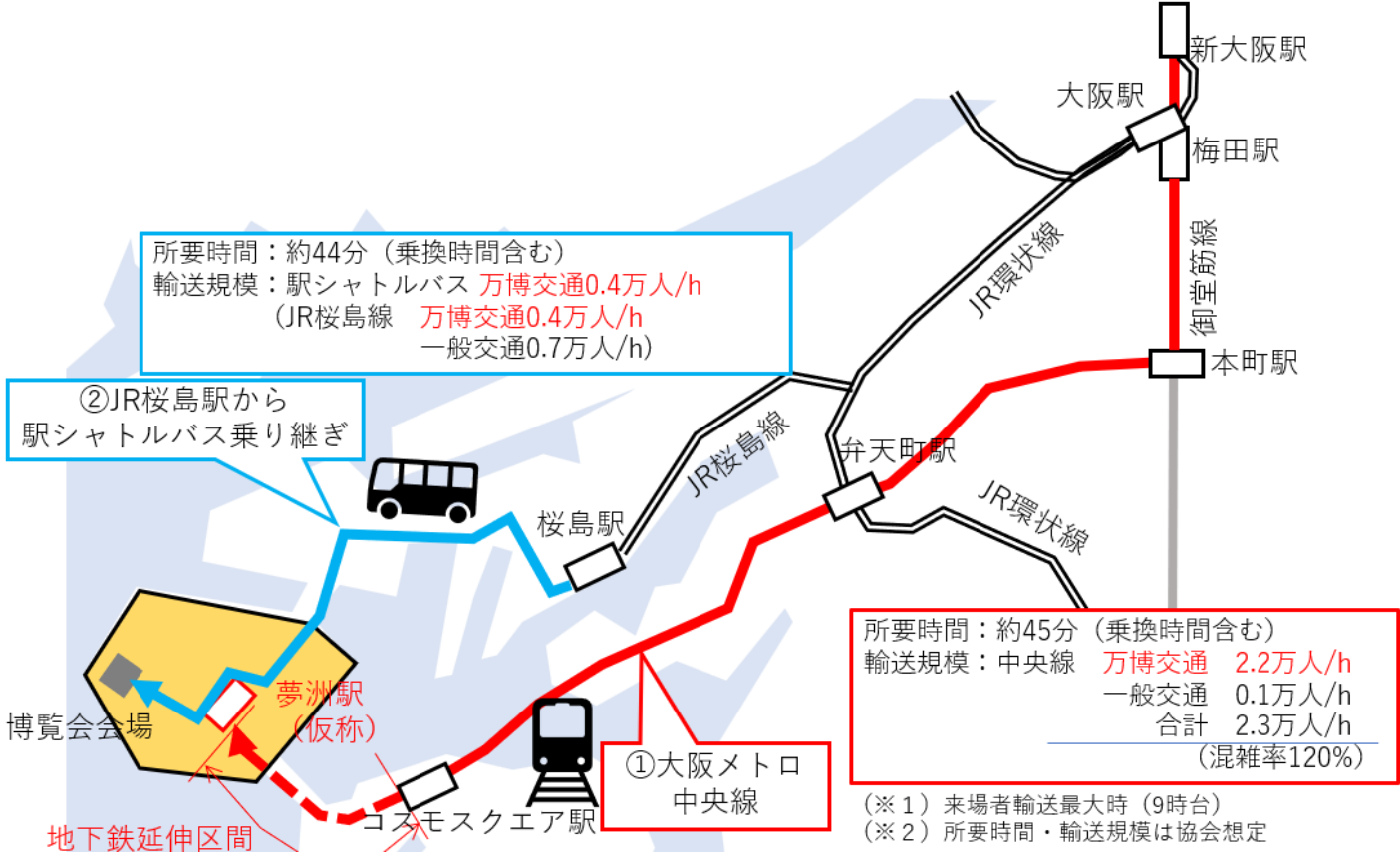
●2025年大阪・関西万博における交通アクセス計画

- 会場の立地、入場予定者数、入場料金、交通アクセスは、相互に関連するものであり、セットで検討することが必要。
- 学識経験者、大阪府市、交通事業者等で構成される「2025年日本国際博覧会来場者輸送協議会」において、所与の条件を踏まえ、1日20万人を超える来場者を輸送するための交通アクセス計画を策定。
- 具体的には、鉄道は大阪メトロ中央線による直接アクセス、バスについては、大阪市内などの主要駅10か所からの駅シャトルバス、舞洲等からのパークアンドライドシャトルバス、団体バス等により、輸送を分担することを想定。
- この中で、公共交通機関の主力を担うのは、大量輸送が可能で予約なしで乗車できる大阪メトロ中央線と桜島駅シャトルバス（JR桜島線と連絡）の2ルート。
- 桜島駅シャトルバスは、大阪メトロ中央線のリダンダンシーとしても機能。

3-3. 運営費：支出予算③ 駅シャトルバス運行対策について

●万博輸送における公共交通機関の主要ルート

- 大阪メトロ中央線は、最大時で2.2万人の来場者輸送を計画（混雑率120%）
- 桜島駅シャトルバスは、最大時で0.4万人の来場者輸送を計画
- 仮に桜島駅シャトルバスがないと、大阪メトロ中央線だけでは輸送量が大幅に不足



【参考】資金計画(運営費)に関する件

4-1. 運営費：収入予算について +351億円

- 入場券売上については、想定来場者数2820万人の80%（2200万人）を前提に、適切な資金計画策定のため固めに算出 +267億円
- ロイヤリティ等収入については、飲食・物販店舗の充実、ライセンス商品の販売促進で+48億円
- その他については、会場内の施設・設備の利用料などを見込み +36億円

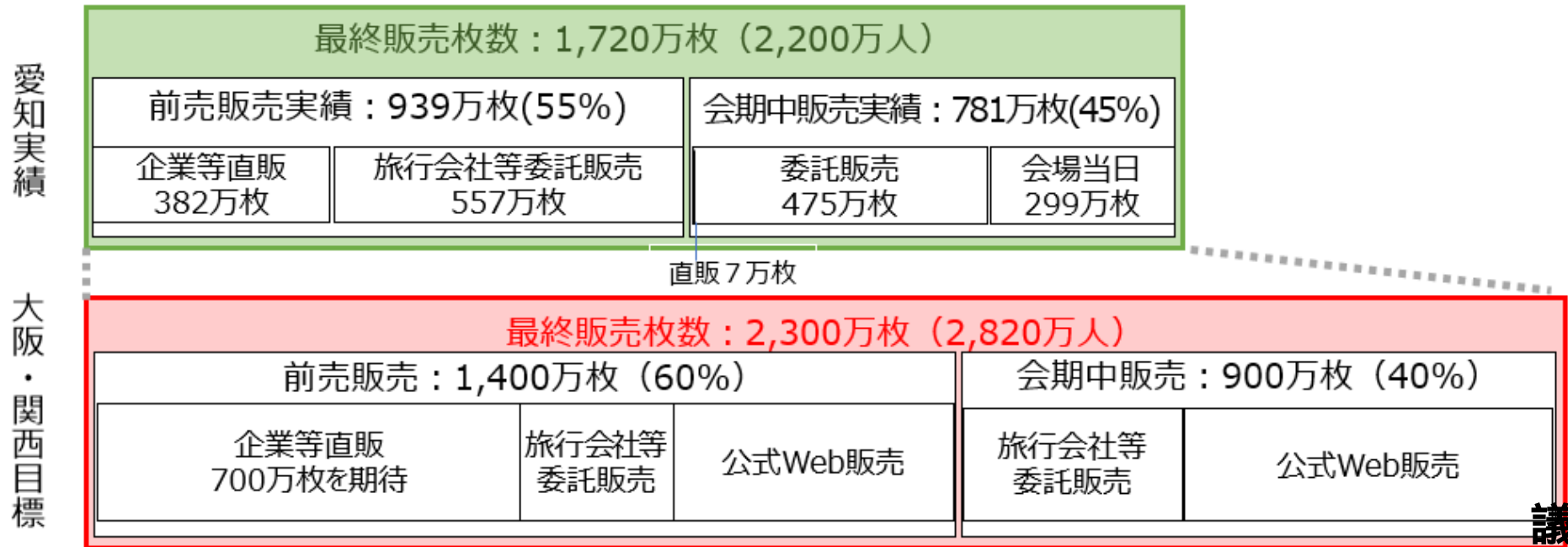
(単位：億円)

項目	19年12月 BIE登録 =基本計画	23年12月	増減 (19.12比)	主な増減事由
入場券売上	702	969	267	入場券の売上
その 他 収入				
ロイヤリティ等	62	110	48	飲食・物販ロイヤリティ、ライセンス商品
その他	45	81	36	施設利用料、公営競技等収入
合計 (自主財源)	809	1,160	351	

4-2. 運営費：収入予算① 入場券の販売目標について

●入場券販売目標

- 関西広域エリアの人口、インバウンドの増加から、大阪・関西万博では想定来場者数2820万人を設定（通期パス・夏パスの複数来場を勘案し、2300万枚のチケット販売を想定）
- 愛知万博と同様、前売りで6割となる1400万枚の販売を目指す。うち700万枚を経済界での購入を期待。
- 時代の変化により、旅行会社等による委託販売の減少、Web販売の増加を想定。



4-2. 運営費：収入予算① 入場券の販売目標について

2/2

●入場券販売の基本的な考え方

- チケット販売のチャネルは大きく分けて、①webによる個人等への販売、②旅行会社等を通じての販売（旅行商品など）、③企業等への直接販売、の3つ。
- 前売り販売を開幕500日前の2023年11月30日からスタートしたのは、日本全体で大阪・関西万博の機運醸成を進めていくことに加えて、企業などが計画的に購入を予定すること、学生の修学旅行などはかなり早期から訪問地を決めることなどを考慮したもの。
- 今後パビリオンや催事内容などが具体化するにしたがってチケット販売は尻上がりに伸びてくると想定される。
開幕半年前から来場日予約（必須）やパビリオン予約がスタートしてその頃までにはパビリオン内容なども明示していくことになるため、販売時期は、①前売り第1期（2023年11月30日～2024年9月）、②前売り第2期（2024年10月～2025年4月12日）、③会期内（2025年4月13日～10月13日）、の3フェイズに分かれる。
- 前売り第1期は、経済界において各企業が購入される分が主体となり、前売り第2期においては旅行会社等を通じての販売やWeb販売が主体となる

【参考】資金計画(運営費)に関する件

4-3. 運営費：収入予算② その他収入について

(単位：億円)

項目		金額	備考
その他収入	ロイヤリティ収入	80	物販・飲食のロイヤリティ収入
	ライセンス事業収入	30	ロゴ・キャラクター等のライセンス事業収入
	供給処理施設収入(光熱水費)	31	パビリオン等からの光熱水費収入
	民間パビリオン敷地使用料	8	国内参加者からの賃料収入
	物流業務収入	6	協会が行う倉庫・配送業務による収入
	催事施設利用料	3	ホール、メッセ等催事施設の使用料収入
	公式参加者建物使用料	5	海外参加国からの賃料収入
	補助金、一般寄附金	28	用途を指定しない寄附金、公営競技等補助金など
合計		191	

5-1. 協賛事業について

- **2024年1月**現在の協賛契約の計画は827億円（うち契約済・契約手続き中は**767億円**）。積極的に募った結果、大変多くの現物協賛、資金協賛をいただいております、様々な企業・団体の参加によって万博の魅力向上と経費抑制が図られている。

（単位：億円）

協賛区分	資金			現物			合計
	2022年度	2023年度以降	計	2022年度	2023年度以降	計	
未来社会SC・TW・テーマ事業	155	121	276	153	83	236	512
運営参加・催事等	0	121	121	0	104	104	225
広報プロモーション	0	26	26	7	24	31	57
会場整備	0	0	0	1	32	33	33
計	155	268	423	161	243	404	827

※未来社会SC = 未来社会ショーケース、TW = テーマウィーク

5-2. 協会の協賛契約獲得努力による節減 (運営費で執行予定→協賛事業)

● 運営参加協賛：万博の運営に必要な施設や物品、サービス ▲176億円

資金協賛	▲75.0億円	業務管理システムや事務機器(複合機ほか)	▲1.7億円
会場運営システム(決済、予約、クラウドストレージ、ポータルサイト運営ほか)	▲70.5億円	業務ロボット	▲0.9億円
会場設備整備(セキュリティ対策・防災ほか)	▲14.4億円	オフィス・会議室、イベント会場等の提供	▲0.5億円
会場運営備品・消耗品	▲7.2億円	食糧品(会議・イベント用)	▲0.1億円
役務提供(業務センターほか)	▲5.7億円		

● 広報プロモーション：全国的な広報・プロモーションに関するメディア、コンテンツ等 ▲51.9億円

ポスター枠・サイネージ枠等の提供	▲18.8億円	共創事業・メモリアルイベント	▲5.0億円
資金協賛	▲17.2億円	広報メディア・公式記録ほか	▲0.2億円
車体・機体のラッピング広告	▲10.7億円		

【参考】資金計画(運営費)に関する件

運営参加協賛事例 (IPM)

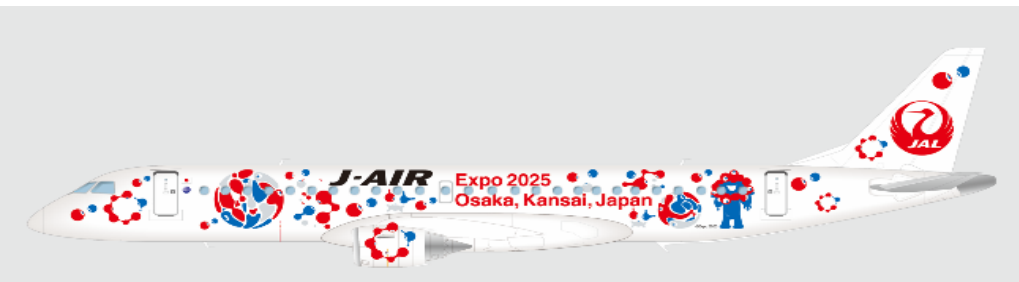
会場施設利用料一式



飲料
お土産一式



広報プロモーション協賛事例 (ラッピング広告)



第 3 号議案

借入上限額設定に関する件

第4号議案

借入契約に関する件

第5号議案

海外パビリオン（タイプX）に関する件

【諮問事項】

2024年2月に建設工事請負契約を締結するため、

公式参加国からの**賃料回収前に立替・与信行為が**

生じること

海外パビリオンについて（参考資料）

◇ 海外パビリオン（タイプAおよびX）の現状と方針案

タイプXとは

1. 協会が建物を建設し、参加国がその建物に内装や外装を行う方式。独自の外装や外構での工夫も可能。
2. 基本躯体を協会が建設することにより、参加国が外装や内装・展示にリソースを集中して取り組むことできる。過去に愛知万博でも使われた方式。

海外パビリオンタイプAとタイプXをめぐる現状

1. タイプXについては、昨年9月に実施設計を発注、資材については25か国分を発注。
2. タイプAパビリオン参加国について、施工業者が既に決定（内定）した国は35ヶ国。また、タイプXを受入れを表明した国は3ヶ国。

- 昨年末の段階で建設事業者が確保できていない場合、タイプAの完工は難しくなる国内の諸事情を踏まえ、現時点ではタイプX受入れを表明した3カ国に加え、タイプAで調整を進めている参加国による活用に備えて追加で最大6棟を建設し、最大9棟のタイプXを建設予定。仮に参加国が不要とする場合は、他に必要な建物として有効活用を検討。

第6号議案

副事務総長の職務権限規程の改定の件

副事務総長の職務権限規程の改定について

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会定款第 22 条第 2 項に基づき、副事務総長の職務権限規程を次のとおり一部改定する。

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会副事務総長の職務権限規程 (令和 5 年 10 月 1 日施行) を下記改定案のとおり一部改める。

現 行	改 定 案																								
略	略																								
(所掌事務)	(所掌事務)																								
第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。	第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野平八郎副事務総長</td> <td>総合戦略室の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高科淳副事務総長</td> <td>経営企画室、監査室、総務局、広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東川直正副事務総長</td> <td>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>田中清剛副事務総長</td> <td>整備局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>櫛真夏副事務総長</td> <td>国際局の事務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室の事務に関すること。	高科淳副事務総長	経営企画室、監査室、総務局、広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。	東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野平八郎副事務総長</td> <td>総合戦略室、<u>経営企画室、監査室及び総務局</u>の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>高科淳副事務総長</td> <td>広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>東川直正副事務総長</td> <td>会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>田中清剛副事務総長</td> <td>整備局の事務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>櫛真夏副事務総長</td> <td>国際局の事務に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	担 当	所 掌 事 務	小野平八郎副事務総長	総合戦略室、 <u>経営企画室、監査室及び総務局</u> の事務に関すること。	高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。	東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。	田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。	櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。
担 当	所 掌 事 務																								
小野平八郎副事務総長	総合戦略室の事務に関すること。																								
高科淳副事務総長	経営企画室、監査室、総務局、広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。																								
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																								
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																								
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																								
担 当	所 掌 事 務																								
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、 <u>経営企画室、監査室及び総務局</u> の事務に関すること。																								
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。																								
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。																								
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。																								
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。																								
<p>ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。</p> <p>ただし、重要事項及び各局にまたがる事項については、所掌事務にかかわらず、相互に連携するものとする。</p>																								

現 行	改 定 案
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年2月7日から施行する。</u>

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副事務総長の職務権限規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、副事務総長の所掌業務を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 副事務総長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担 当	所 掌 事 務
小野平八郎副事務総長	総合戦略室、 経営企画室、監査室及び総務局 の事務に関すること。
高科淳副事務総長	広報・プロモーション局、企画局、催事局及び ICT 局の事務に関すること。
東川直正副事務総長	会場運営局、危機管理局及び交通局の事務に関すること。
田中清剛副事務総長	整備局の事務に関すること。
櫛真夏副事務総長	国際局の事務に関すること。

経営企画室、監査室及び総務局の事務については、小野平八郎副事務総長を主担当とし、高科淳副事務総長を副担当とする。

ただし重要事項及び各局にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

（細則）

第 3 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月7日から施行する。

第7号議案

機運醸成委員会の委員選任の件

機運醸成委員会の委員選任について

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会機運醸成委員会において、更に創造性に富んだ機運醸成活動を議論するため、委員を追加で委嘱する。

【追加委員】案

	氏名	役職
副委員長	ウスビ・サコ	公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 副会長（理事）

別表

	氏名	団体名および役職
委員長	松本 正義	公益社団法人 関西経済連合会 会長
副委員長	久保田 政一	一般社団法人 日本経済団体連合会 副会長・事務総長
副委員長	鳥井 信吾	関西商工会議所連合会 会長 / 大阪商工会議所 会頭
副委員長	角元 敬治	一般社団法人 関西経済同友会 代表幹事
副委員長	塚本 能交	京都商工会議所 会頭
副委員長	川崎 博也	神戸商工会議所 会頭
副委員長	小林 健	日本商工会議所 会頭
副委員長	新浪 剛史	公益社団法人 経済同友会 代表幹事
副委員長	吉村 洋文	大阪府知事
副委員長	横山 英幸	大阪市長
副委員長	三日月 大造	関西広域連合 連合長
副委員長	ウスビ・サコ	公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 副会長(理事)
副委員長	小川 理子	公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 理事
副委員長	栗原 美津枝	公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 理事
副委員長	廣瀬 恭子	公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 理事
副委員長	フォーリー 淳子	公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 理事

委員	藤井 裕	北海道経済連合会 会長
委員	増子 次郎	一般社団法人 東北経済連合会 会長
委員	水野 明久	一般社団法人 中部経済連合会 会長
委員	金井 豊	北陸経済連合会 会長
委員	芦谷 茂	一般社団法人 中国経済連合会 会長
委員	佐伯 勇人	四国経済連合会 会長
委員	倉富 純男	一般社団法人 九州経済連合会 会長
委員	岩田 圭剛	一般社団法人 北海道商工会議所連合会 会頭
委員	藤崎 三郎助	東北六県商工会議所連合会 会長
委員	福田 勝之	北陸信越商工会議所連合会 会頭
委員	小林 健	関東商工会議所連合会 会長
委員	嶋尾 正	東海商工会議所連合会 会長
委員	池田 晃治	中国地方商工会議所連合会 会頭
委員	綾田 裕次郎	四国商工会議所連合会 会長
委員	谷川 浩道	九州商工会議所連合会 会長

敬称略

令和6年2月6日現在